

今、福祉に欠けているもの

「クーラーを外さぬと生活保護を打ち切る」と強制された病氣の老女が、猛暑の中で倒れた（本紙九月七日付）。寒さ暑さにもつとも弱くなるのが老い。「人に優しい政治」を掲げる村山政権下の出来事である。

現在ではクーラー使用が憲法の当然の生活水準に反しているはずはない。生活保護が少し改善されるのは、決まってこうした犠牲者が出、マスコミにたたかれてからなされる。福祉でこんなことがいつまでも続けられてはならない。

生活保護法は本来あたたかい法律である。不審や不服があれば、それを訴える権利が明記されている。すべての福祉法の中で、例外的に認められた権利である。しかし、運用でいとも簡単に悪法に転じる。運用で一番の問題は、保護費の不当な出し過ぎ（乱給）と、受給者への不当な出し惜しみ（漏給^{ろうきゅう}）の二点。ふつう行政は乱給のみに力を入れる。私は県でこの仕事の責任者であった時、全福祉事務所に指示した「漏給こそもつとも戒めよ」と。

そのころのある深夜、少年が医師の門をたたいて、「お父^{とう}が死ぬっ！、助けて！」

と。金はなかつた。心ある医師だったことが幸いであつた。父は助かつた。

私は全福祉事務所長に再び訴えた。「貧しさと病氣とに一時におそわれて苦しんで
いる者には、草の根を分けて助けて下さい」。

その前後だつただろうか、厚生省から妙に疑い深い応対を受ける不快なことがしば
しばあつたが表向きは何もなかつた。退職後に聞いたが厚生省では私の考えを支持す
る者と支持しない者とに二分されていたとか。

(一九九四年九月十九日)